

令和5年3月27日招集

第3回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和5年第3回狭山市農業委員会総会

令和5年3月27日(月曜日) 開催場所 狭山市役所 604会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
 - (7) 議案第7号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) 人・農地など関連施策の見直しについて
 - (3) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 11名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番
4番 細田幸司	5番 仲川知範	6番
7番 小口英吉	8番 岸進	9番 諸口秀敏
10番	11番 増田棟順	12番 吉田博幸
13番 渡邊隆夫	14番 増田茂	

(本日の欠席委員 2名) 小野田敏枝 平本洋章

本日の出席推進委員 7名

甲 田善徳	清水芳則	小澤俊夫	室岡英紀
奥富文典	片岡弘幸	齋藤孝史	

(本日の欠席推進委員 1名) 高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田光弘 主幹 吉澤裕二

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第3回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1-1、1-2 狭山農業振興地域整備計画
- ・資料2 議案図面資料
- ・資料4 令和5年度最適化活動の目標の設定等
- ・議案第6号 狭山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

席上に配付しました

- ・資料5 人・農地など関連施策の見直しについて
- ・資料6 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料7 農地あっせん台帳
- ・「令和6年度県農地利用の最適化施策に対する意見」の提出に関する意見集約となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。
また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。
それでは、これより第3回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第3回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号3番 小野田委員と10番 平本委員、高橋農地利用最適化推進委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号8番 岸委員と9番 諸口委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。
議案第1号「狭山農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。
農業振興課の説明を求めます。

農業振興 資料1-1, 1-2
課 【狭山農業振興地域整備計画の変更について説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を「他法令に抵触なければ支障なし」として
回答してよろしいかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『他法令に抵触なければ支障なし』として回答します。
農業振興課の案件は終了しましたので、ここで農業振興課は退席します。
次に第3回総会の概要を事務局から説明してください

事務局 農地法第3条の申請は入曽地区で2件、農地法第4条の申請は堀兼地区で1件、
農地法第5条の申請は入間川地区で1件、入曽地区で4件、堀兼地区で1件、柏
原地区で1件、水富地区で1件、併せて8件です。

議 長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用
の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地の見回りをしましたが、この時期なので、雑草は落ち着いています。今後は増
えてくると思われますので、引き続き見て回りしたいと思います。

議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 雑草は今のところ、それほど目立ちませんが、今後、雨が降って暖かくなってく
ると増えてきますので、注意して見ていきたいと思えます。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 利用権設定が8件ほどありました。また、あっせん台帳に記載された農地について、
手広くやっている農家を2軒ほど回りました。結果として難しいということになり
ましたので、今後も粘り強く回っていききたいと思います。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 上赤坂、原、堀向の見回りをしましたが、雑草は落ち着いています。今後とも見回りを継続していきたいと思います。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 農地の見回りをしましたが、暖かくなって雨が降れば雑草が生えるのだらうと思われる農地がありますので、引き続き、細かく見て回りしたいと思います。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 去年はコロナの関係で田んぼの排水関係の掃除ができませんでしたが、今年は計画されていて、水が入れば一気に草刈りも始まって、きれいになるのではないかと思います。また、あっせんの台帳に記載の2ヶ所の農地のうち、1ヶ所は相手方が見つかりました。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 あっせん台帳に記載の農地について、規模を拡大していきたいという農家が若手であってもあまりないので、柏原地区に限らず探していかななくてはならないのかな、と感じています。また、雑草についても、注意して見ていきたいと思います。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しく願いいたします。
それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第2号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は利用権の設定が14件32筆、地目は「田」7, 407㎡、「畑」42, 918㎡です。

1件目

渡し人は所沢市北野にお住いの方、受け人は所沢市中新井にお住いの方です。
所在地は大字上赤坂字月見ノ台507番1、地目は畑、面積は1, 746㎡、権利の種類は2年間の賃貸借権設定です。

受け人は令和4年3月4日に認定農業者となっています。

2 件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は加佐志にお住まいの方です。

所在地は大字加佐志字吉原 5 3 0 番、外 2 筆、地目は畑、面積は 5, 5 3 1 m²、権利の種類は 5 年間の使用貸借権設定です。

受け人は令和元年 7 月 1 日に認定農業者となっています。

3 件目

渡し人は北入曾にお住まいの方、受け人は上赤坂にお住まいの方です。

所在地は大字上赤坂字霞ノ丘 4 7 番 1、外 1 筆、地目は畑、面積は 3, 9 2 2 m²、権利の種類は 1 年間の使用貸借権設定です。

受け人は平成 3 0 年 9 月 1 0 日に認定農業者となっています。

4 件目

渡し人は下奥富にお住まいの方、受け人は上奥富にお住まいの方です。

所在地は大字下奥富字山崎 9 5 6 番、外 1 筆 地目は田、面積は 7, 4 0 7 m²、権利の種類は 3 年間の貸借権設定です。

受け人は令和 4 年 3 月 1 日に認定農業者となっています。

5 件目

渡し人は南入曾にお住まいの方、受け人は祇園にお住まいの方です。

所在地は大字水野字本堀 1 2 4 2 番 2、外 2 筆、地目は畑、面積は 1, 9 6 4 m²、権利の種類は 3 年間の使用貸借権設定です。

6 件目

渡し人は入間郡三芳町にお住まいの方、受け人は祇園にお住まいの方です。

所在地は大字水野字本堀 1 2 5 9 番 1、外 2 筆、地目は畑、面積は 5, 5 5 2 m²、権利の種類は 3 年間の使用貸借権設定です。

7 件目

渡し人は所沢市にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字西平野 1 6 3 4 番 1、地目は畑、面積は 3, 8 1 2 m²、権利の種類は 5 年間の使用貸借権設定です。

受け人は令和 3 年 9 月 8 日に認定農業者となっています。

8 件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は同じく堀兼にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字平野 9 0 番 2、地目は畑、面積は 3, 5 9 2 m²、権利の種類は 1 0 年間の使用貸借権設定です。

受け人は平成30年8月10日に認定農業者となっています。

9件目

渡し人は堀兼にお住いの方、受け人は先ほどと同じく堀兼にお住いの方です。
所在地は大字堀兼字平野253番1、外4筆、地目は畑、面積は3,546㎡、
権利の種類は10年間の使用貸借権設定です。

10件目

渡し人は中新田にお住いの方、受け人は先ほどと同じく堀兼にお住いの方です。
所在地は大字堀兼字平野47番1、地目は畑、面積は1,140㎡、権利の種類
は10年間の使用貸借権設定です。

11件目

渡し人は加佐志にお住いの方、受け人は先ほどと同じく堀兼にお住いの方です。
所在地は大字中新田字野478番1、外3筆、地目は畑、面積は1,557㎡、
権利の種類は10年間の使用貸借権設定です。

12件目

渡し人は所沢市中新井にお住いの方、受け人は先ほどと同じく堀兼にお住いの方
です。
所在地は大字堀兼字平野60番、地目は畑、面積は2,015㎡、権利の種類は
10年間の使用貸借権設定です。

13件目

渡し人は堀兼にお住いの方、受け人は先ほどと同じく堀兼にお住いの方です。
所在地は大字堀兼字平野29番1、外2筆、地目は畑、面積は5,388㎡、
権利の種類は10年間の使用貸借権設定です。

14件目

渡し人は堀兼にお住いの方、受け人は先ほどと同じく堀兼にお住いの方です。
所在地は大字堀兼字平野82番、外1筆、地目は畑、面積は3,153㎡、権利
の種類は10年間の使用貸借権設定です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑が無いようですので、利用権設定については承認いただいたものといたしま
す。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字本堀841番7、外1筆、地目は畑、合計面積は326㎡です。

現在の利用状況は耕起中、許可後は狭山市立南小学校生徒による農業体験学習が計画されています。計画者は狭山市で、担当は教育総務課となっています。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字水野字本堀820番5、地目は畑、面積は198㎡です。

現在の利用状況は耕起中、許可後は狭山市立南小学校生徒による農業体験学習が計画されています。計画者は狭山市で、担当は教育総務課となっています。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字向へ287番、地目は畑、面積は30㎡です。

農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある はい
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は永年作物の作付となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は茶園テラスです。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は なし
- ・ 代替性は 適
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

岸委員

議案番号5整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字東原617番1、地目は畑、面積は1,861㎡です。農地区分につきましては、

- ・ 10ha以上の集団性がある いいえ
- ・ 500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で産業廃棄物収集運搬事業を行っている法人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にし

ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号5整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中向沢1281番4、地目は畑、面積は144㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付けとなっています。事業計画者は東京都東村山市で宗教活動の事業を行っている法人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂 議案番号5整理番号3について審査結果を報告します。
委員 申請地は狭山市大字柏原字英1519番2、外1筆、地目は畑、合計面積は76.93㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市で住生活支援事業を行っているNPO法人です。転用目的は通路及び駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号5整理番号4について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字北入曾字下原98番2、地目は畑、面積は332㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は飯能市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号5整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字北入曾字下原36番7、地目は畑、面積は314㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農

地となっています。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号5整理番号6について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字出口291番1、地目は畑、面積は1,718㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は永年作物の作付けとなっています。事業計画者は北海道札幌市で社会福祉事業を行っている法人です。転用目的は保育園敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適

- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員 議案番号5整理番号7について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字加佐志字天沼365番3、地目は畑、面積は320㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は川越市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号5整理番号8について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字水野字本堀937番8、地目は畑、面積は260㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は永年作物の作付けとなっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を
議題とします。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、事務局の説明を
求めます。

事務局 【農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、案のとおり改定することに『賛成』される方の

挙手を願います。

挙手総員です。よって、案のとおり「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改定します。

次に「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について議題とします。

「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について事務局の説明を求めます。

事務局 【令和5年度最適化活動の目標の設定等について説明】

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」については、承認いただいたものといたします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は6件39筆、全て地目「畑」、面積は36,758㎡、全て相続による届出で、整理番号5番の農地について、あっせんの希望があります。

次に農地法第4条の規定による届出は9件13筆で、地目「田」が2,848㎡、地目「畑」が1,579㎡、転用目的は住宅敷地が3件、共同住宅敷地が1件、共同住宅及び駐車場敷地が1件、事務所及び駐車場敷地が1件、駐車場敷地が2件、貸家住宅敷地が1件です。

農地法第5条の規定による届出は5件8筆で、全て地目「畑」、面積2,938㎡、転用目的は住宅敷地が3件、店舗敷地が1件です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑はないようです。

次に「人・農地など関連施策の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

事務局 【人・農地など関連施策の見直しについて 説明】

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑はないようです。

次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。

事務局 【「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「令和6年度県農地利用の最適化施策に対する意見」の提出に関する意見集約について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和6年度県農地利用の最適化施策に対する意見」の提出に関する意見集約について説明

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、
令和5年第3回狭山市農業委員会総会を終了します。
ご協力ありがとうございました。